

西予市木材価格安定対策事業費補助金交付要綱

令和4年4月1日

西予市告示第71号

(目的)

第1条 この告示は、西予市内の適正な森林整備を継続するため、市内の森林所有者が市場に出荷する単価が下落した木材に対して、予算の範囲内において西予市木材価格安定対策事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 民有林 森林法(昭和26年法律第249号)第2条に規定する民有林をいう。ただし、市有林、財産区有林、立木の所有権が市又は財産区にある分収林等の公有林を除く。
- (2) 西予市民 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、市の住民基本台帳に登録されている者をいう。
- (3) 市税 市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 市内民有林を所有する西予市民(所有者の死亡その他の事由により管理者となっている場合を含む。以下「所有者等」という。)であって、当該民有林を自ら伐採する者
 - イ 市内民有林の所有者等から森林経営委託を受けた者(以下「事業者」という。)
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 事業者にあつては、市内に本社事業所を有していること。

(補助対象及び補助単価等)

第4条 補助金の対象となる木材は、市内民有林から森林法に基づき伐採し、別表第1に掲げる指定市場へ出荷した木材とし、その他の要件及び補助単価等は別表第2に定めるとおりとする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、前条の補助対象となる木材数量に補助単価を乗じた額

とする。ただし、算出された額に1,000円未満の額が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の上限額は、次に掲げる場合の区分に応じ、同一年度内において、当該各号に定める額とする。

(1) 第3条第1号アの場合 市内民有林の所有者等一人当たり50万円

(2) 第3条第1号イの場合 森林経営委託契約を交わした市内民有林の所有者等一人につき50万円。ただし、当該市内民有林の所有者等に係る補助金として、この告示により既に交付決定をし、又は交付した額がある場合は、その額を控除する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、木材価格安定対策事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に市長が必要と認める書類を添えて提出するものとする。

2 前項の申請において、対象とする市内民有林が共有名義である場合は、共有持分ごとに行う申請はできないものとし、共有者全員を代表する者1名による申請に限るものとする。この場合において、第3条に規定する補助対象者の要件は、当該代表者について適用する。

3 前項の場合において、前条第2項中「市内民有林の所有者等」とあるのは「市内民有林の共有名義代表者」と読み替えるものとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、申請書を受理した場合は、その内容を審査のうえ、補助金交付の可否及び補助金交付額を確定し、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、木材価格安定対策事業請求書(様式第2号。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の指令を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この告示の規定に違反したとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(3) 事業の実施方法が不適當であると認められたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、この事業の実施について不正があると認められたとき。

(書類の整備等)

第11条 補助事業者は、事業に係る収入及び支出等についての証拠書類等を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する証拠書類等は、事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年西予市告示第155号)

この告示は、令和6年7月1日から施行し、令和6年度事業から適用する。

附 則(令和8年西予市告示第142号)

この告示は、令和8年7月15日から施行し、令和8年度事業から適用する。

別表第 1 (第 4 条関係)

市 場 名	住 所
宇和原木市場株式会社	西予市宇和町加茂 323 番地
愛媛県森林組合連合 西予木材市売場	西予市城川町高野子 2345 番地
愛媛県森林組合連合 大洲木材市売場	大洲市新谷都前 771 番地 1
愛媛県森林組合連合 北宇和木材市売場	北宇和郡鬼北町興野々 868 番地 1
株式会社日吉原木市場	北宇和郡鬼北町上鍵山 523 番地
大木坑木有限会社 宇和島出張所	宇和島市三間町増田 389 番地

別表第2(第4条関係)

項 目	説 明
①当月基準単価	当月基準単価は、月ごとに算定するものとし、下記売場及び条件における1 m³当たりの木材価格のうち、当該月において最も安価な額とする。 ・市場名：愛媛県森林組合連合会西予木材市売場 ・木材：ヒノキ ・規格：長さ3 m、直径18 c m
②最低基準単価	直近過去3箇年の各月の①当月基準単価を同月ごとに比較し、その中で最も安価な額
③補助対象木材の要件	補助対象となる木材は、次に掲げるすべての要件を満たすスギ又はヒノキとする。 (1) 西予市内民有林(公有林を除く。)から森林法(昭和26年法律第249号)に基づき伐採し、別表第1に掲げる指定市場へ出荷した、林齢4齢級以上の人工林であること。 (2) 伐採に係る1施行地の面積が0.1ha以上であること。 (3) 基準単価が次のいずれかに該当する月に市売した木材であること。 ア ①当月基準単価16,500円以下の月 イ ①当月基準単価が、②最低基準単価を1,000円以上下回った月。ただし、①当月基準単価18,500円以上の場合は、補助の対象外とする。 ※木材の数量は、単位をm³とし、小数点第3位未満を切り捨てるものとする。
④補助単価	補助単価は、上限1,000円とし、上記③(3)ア又はイの場合の区分に応じ、それぞれ次のとおりとする。 ただし、 ③(3)アの場合 ②最低基準単価－①当月基準単価により算出した額(上限1,000円) ③(3)イの場合 補助単価は、1,000円とする。